

平成 27 年度第 1 回 排出量取引の運用に関する専門家委員会 議事内容

1 委員長選任

- 委員会設置要綱第 6 条第 1 項により、荒井委員を委員長として選任した。

2 排出量取引に関する実績について

- 事務局から、資料 2 に基づき、排出量取引に係る実績（クレジットの発行、移転等についての取引量及び件数等）について報告した。
- 委員からは、対象事業者が第一期から第二期へ超過削減量をバンキングするには発行手続きが必要であることを事業者に適切に周知すべきとの意見があった。
- 事務局からは、年間数回開催される排出量取引セミナー等で周知していること、他方、超過削減量取得のための発行申請を不要とすべきではないかとの過去の委員会意見も踏まえ、制度改正の検討をしている旨、回答した。

3 取引査定価格について

- 事務局から、資料 3 に基づき、取引参加者からの情報収集を基にした、最新の取引価格の査定結果について説明した。
- 委員及び事務局で、超過削減量及び再エネクレジットの査定価格の推移について確認した。

4 排出量取引に関するアンケート結果について

- 事務局から、資料 4 に基づき、平成 27 年 8 月に制度対象事業者に対して実施したアンケート（今後の取引意向・時期等について）結果について報告した。
- 委員からは、クレジットの販売以外の活用方法として複数の事業者から希望のあった「イベント等でのオフセット事業に利用したい」との意見について、現在の都制度において、超過削減量を義務充当とは別に自己償却（オフセットに使用）できるかとの質問があった。
- 事務局からは、現在の都制度においてはオフセット利用を記録することができないため、たとえ所有者が充当義務量以上の超過削減量を一般管理口座から指定管理口座へ移転（再度一般管理口座へ戻すことができない状態）したとしても、有効期限の到来によって無効になったことが記録されるのみである旨、回答した。

5 需給量推計の公表について

- 事務局から、資料5に基づき、平成27年8月実施のアンケートを基にした、最新の超過削減量の需給量推計結果について説明した。
- 委員からは、実際の公表に当たっては、事業者が推計された各数字の意味を理解できるように、推計の方法等についても分かりやすく説明すべき、との意見があった。
- 事務局からは、前回セミナーのとおり、説明は詳細に行う旨、回答した。

6 排出量取引制度の簡素化について

- 事務局から、資料6に基づき、平成27年度の条例・規則改正案について説明を行った。主な内容は以下のとおり。
 - ①（以前の専門家委員会での意見を受けた）指定管理口座開設申請の廃止
 - ②（以前の専門家委員会での意見を受けた）超過削減量確定後の発行申請を不要とする
 - ③義務充当手続の簡素化
- 委員からは、いずれの案についても了承があったほか、③については、グリーン電力証書を優先的に義務履行に活用したい、有効期限の長いクレジットから義務履行に活用したい、等の様々な要望はあると思われるので、任意の義務充当申請は可能とするべきである、との意見があった。
- 事務局からは、手続の簡素化として申請は不要としているが、従来どおりの申請による充当も認めることを予定している旨、回答した。